



島根県報

令和5年4月2日（火）

号外第42号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

島根県産業廃棄物の処理に関する指導要綱の一部改正

（廃棄物対策課） 2

告 示**島根県告示第249号**

島根県産業廃棄物の処理に関する指導要綱（平成5年島根県告示第276号）の一部を次のように改正する。

令和6年4月2日

島根県知事 丸 山 達 也

第2条中第10号を第11号とし、第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、同条第7号に次のように加える。

ウ 積替え保管施設を新たに設置しようとする者及び積替え保管施設の所在地の変更（事業場の追加に係るものに限る。）をしようとする者

第2条第6号中「及びその他の処理施設」を「、その他の処理施設及び積替え保管施設」に改め、同号を同条第7号とし、同条第5号の次に次の1号を加える。

(6) 積替え保管施設 法第14条第1項又は第14条の4第1項の規定による許可を受けようとする者及び許可を受けている者が事業の用に供するために設置する施設のうち産業廃棄物の積替え又は保管の場所をいう。

第6条第1項各号列記以外の部分中「その他の処理施設」の次に「若しくは積替え保管施設」を加え、同項に次の1号を加える。

(3) 積替え保管施設の設置又は積替え保管施設の所在地の変更（事業場の追加に係るものに限る。）に係る法第14条の2第3項及び第14条の5第3項において準用する法第7条の2第3項の規定による届出 当該積替え保管施設の設置又は変更を行う前

第14条第1項中「その他の処理施設」の次に「若しくは積替え保管施設」を加える。

第21条の表設置等協議に係る書類の項中「その他の処理施設」の次に「又は積替え保管施設」を加える。

様式第1号中

「

使用開始予定年月日	年 月 日
-----------	-------

」

を

「

使用開始予定年月日	年 月 日	
積替え保管施設の規模	面積	m ²
	保管上限	m ³
	積み上げることができる高さ	m

」

に改める。

附 則

この告示は、令和6年10月1日から施行する。